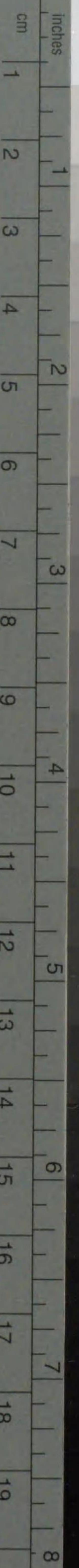


# Kodak Gray Scale

C Y M

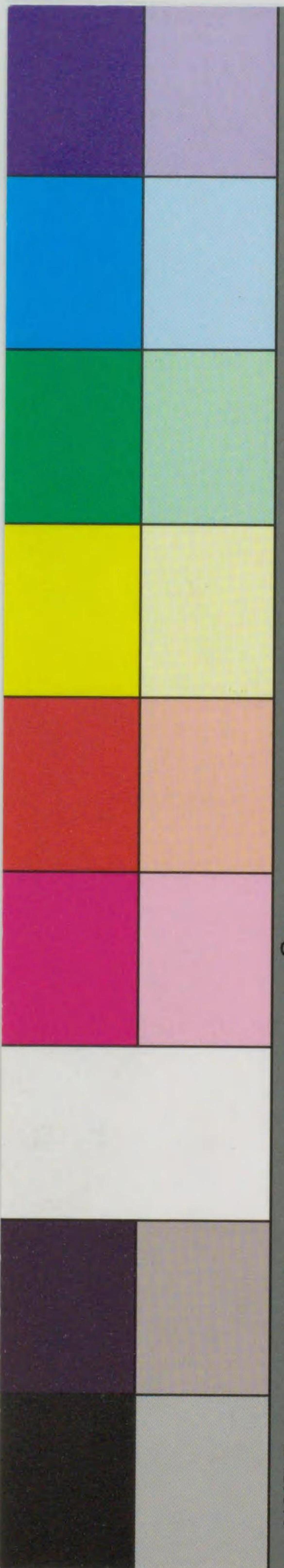
© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19



## Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak




604-184



1200501531436

604  
184



大阪市役所産業部調査課

波斯關稅定率表

貿易經濟叢書第三三輯

60  
184

凡例

- 一 本税率表は波曆一三〇七年(西曆一九二八年) Ordinance十三日波斯政府發表のものに係る。
- 二 波斯關稅法は所謂純粹の複稅制度にして、稅率に最高と最低の二種あり。前者は無條約國、後者は條約國に適用せらる。昭和四年三月三十日、日波通商條約暫定取極が調印されたるを以て、日本は最高稅率を適用せらるゝの不利から脱却し得たのである。
- 三 從量稅率の貨幣單位はクラン・シャイ(Kran, Ghahi)である。(一クランは二〇シヤイ、一クラン本位銀貨の量目は七一〇六五グレイン、品目九百)。
- 四 課稅單位中バトマン(Batman)は我約七九三・九々。
- 五 課稅單位中「總量」とあるは風袋込みの重量を指し、「正味」とは風袋を除きたる重量を云ふ。

# 波斯關稅定率表

## (A) 輸入稅

稅番

商

品

名

課稅單位

最  
低

最  
高

稅

### 第一類 航空に關するもの

(イ) 氣球、飛行船、飛行機、水上飛行機等

(ロ) 該部分品

每バトマン(總量)	一六・〇〇	二四・〇〇
精	五%	五%



波斯關稅定率表  
輸入稅的部

四  
三

二  
一

### 第二類 酒精

(イ) 純良酒精

每バトマン(總量)	一・五〇	三・〇〇
-----------	------	------

【註】發動機に關しては第二八類「機械」の項を適用す。  
(ロ) 天然的に人工的に飲料には不適當なる酒精並に  
脂肪体により凝固せしめたる酒精

【註】酒精飲料に關しては第八類「飲料水」の項を適用す。

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番

商

品

名

課稅單位

稅率

第三類 燐  
(蠟燐寸を含ます)

(イ) 一箱六十個以下のもの、重量一バトマンに付  
二百五十個を超えるもの

(ロ) 其他燐寸

每バトマン(總量) 二・〇〇  
每バトマン(總量) 三・〇〇  
每バトマン(正味) 一・〇〇

第四類 濉  
粉

第五類 生動物

(イ) 驢 馬

(ロ) 騎 駝

(ハ) 牡馬、牝馬、仔馬(三十ヶ月以下)

(ニ) 驛 馬

(ホ) 牛

A、成牛  
B、仔牛(一才以下)

(ヘ) 羊及び山羊

三三四  
一五

一六二七  
一八 A、成羊及び成山羊

B、仔羊及び仔山羊

(ト) 家禽

(チ) 鳥獸

(リ) 其他動物

第六類 武器及び其附屬品(部分品を含む)

(イ) 獵銃、騎銃、護身用短銃、玩具用銃、銃劍及び其部分品

(ロ) 其他銃器及び其附屬品

【註】 輸入に際し政府の特別許可を要す。

第七類 木材

(イ) 薪材

每百バトマン(正味)

(ロ) 加工せざる諸材(皮付丸太、鋸引せざる丸太、竿、板、角材、厚板、梁材、木塊、横材、桶板、杖材、樽の籠材、割籠等を含む) 從價

(ハ) 別號に掲げざる加工材(鉤掛の有無を問はず) 篷、籠(何れも並製品)

稅番

商

品

名

課稅單位

稅率  
最低 最高

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	稅
			最 低 稅 率
三七	(ニ)オガクズ、木屑、檳榔樹の纖維、柳枝、木藁等を含む各種木材	無稅	五%
三八	第八類 飲 料 水		
三九	(イ)酒 精 飲 料		
四〇	A、各種高級リキュール及びコーディアル B、各 種 火 酒	每バトマン(總量)	一四・〇〇
四一	I、ウヰスキーアム、コニヤツク、シャンパン、	每バトマン(總量)	四五・〇〇
四二	ジン、シーダム、キルチ及び其他同類品	每バトマン(總量)	四五・〇〇
四三	II、ウォツカ、亞力酒、アペリティフ、並製リキ ユール及び其他同類品	每バトマン(總量)	四一・〇〇
四四	C、沸騰性葡萄酒	每バトマン(總量)	一〇・〇〇
四五	D、ポルトイ、マデール、シリリー、マラガ、ペル モツト等の如きディザート用葡萄酒	每バトマン(總量)	一八・〇〇
四六	E、不沸騰性食卓用葡萄酒	每バトマン(總量)	三四・五〇
四七	F、麥酒、サイダー及び蜂蜜を含む各種醸酵飲料	每バトマン(總量)	一・五〇
四八	G、藥用葡萄酒	每バトマン(總量)	四・五〇
四九	(ロ)其 他 飲 料	每バトマン(總量)	一二・〇〇
五〇	A、鑄 泉	每バトマン(總量)	一二・五〇
五一	B、レモナード	每バトマン(總量)	〇・二〇
五二	C、冰 水、曹達水	每バトマン(總量)	〇・五〇
五三	D、各種酢	每バトマン(總量)	一・〇〇
五四	(イ)生 護 謨	每バトマン(正味)	二・〇〇
五五	(ロ)護謨板 及び 糙	無稅	五%
五六	(ハ)護謨製靴(長短共)	每バトマン(正味)	一〇・〇〇
五七	(ニ)金屬製の弁もなければ被覆もない車輛及び導管用 護謨製胴金	每バトマン(正味)	一〇・〇〇
五八	護謨製胴金	每バトマン(正味)	五・〇〇
五九		最 低 稅 率	
五四		最 高 稅 率	

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	最 高	稅 率
五六	(ホ)織物、衣服、玩具、小間物、其他別號に掲げざる各種護謨製品	從價	一一%	二五%		
五七	第二類 灰 及 び 鐘 潤	無稅	無稅	無稅		
五八	(イ)石炭、コークス、塊炭	無稅	無稅	無稅		
五九	(ロ)木 炭	每百バトマン(正味)	五・〇〇	一〇・〇〇		
六〇(六一)	第三類 セメント(煉瓦、其他セメント製品を含む)	每百バトマン(正味)	三・〇〇	一〇・〇〇		
六二	第一類 各種生蠟	每バトマン(正味)	二・〇〇	五・〇〇		
六三	第一類 飲料水を除く食料品(罐詰類を含む)	每百バトマン(正味)	五・〇〇	一〇・〇〇		
六四	(イ)バター、他の動物性食用油(マルガリン、植物性油を含む)	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇		
六五	A、密封以外の各種包裝によるもの	每バトマン(總量)	二・〇〇	五・〇〇		
六六	B、固く密封せる小罐入りのもの	每バトマン(正味)	二・〇〇	五・〇〇		
六七	【註】小罐は重量一バトマンを超過せざるを要す。	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇		
六八	(ロ)各種コーア(チヨコレートを含む)	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇		
六九	A、豆、皮及び屑	每バトマン(正味)	一・〇〇	一・〇〇		
七〇	B、粉狀(砂糖入なるや否やを問はず)	每バトマン(正味)	五・〇〇	八・〇〇		
七一	C、各種チヨコレート竝にコーアを原料とせる糖菓	每バトマン(正味)	一五・〇〇	二〇・〇〇		
七二	(ハ)珈琲	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	一五・〇〇		
七三	A、未炒珈琲	每バトマン(正味)	四・〇〇	七・〇〇		
七四	B、炒珈琲(粉狀なるや否やを問はず、又菊萐苣其他を混ぜると否とを問はず)	每バトマン(正味)	五・〇〇	一〇・〇〇		
七五	【註】小包、ボール紙若くはブリキ製罐其他之に類似せる包裝の下に輸入せらるゝ珈琲、コーア、茶は風袋込み重量に課稅せらる。	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇		
七六	(ニ)穀物及び其製品	每バトマン(正味)	〇・三〇	〇・五〇		
七七	A、米(精白されたると否とを問はず)	每バトマン(正味)	〇・二五	〇・四〇		
七八	B、小麥、大麥、燕麥及び其他黍の如き別號に掲げざる食用穀類	每バトマン(正味)	〇・二〇	一・〇〇		
七九	O、麥 芽	每バトマン(正味)	〇・一〇	一・〇〇		
八〇	稅 率	最 低	最 高			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低	最 高	稅 率
七七	D、別號に掲げざる食用各種粉末	每バトマン(正味)	○・一〇	○・五〇	
七八	E、ネツスル種の合成粉末	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇	
七九	F、麥粉及び搗麥	每バトマン(正味)	○・一〇	○・三〇	
八〇	G、マカロニー及び麵類	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇	
八一	H、ビスケット、香料入りパン及び各種饅頭	無稅	無稅	無稅	
八二	I、ビスケット(Biscuits de mer et de chien)	每バトマン(總量)	一・五〇	三・〇〇	
八三	II、其 他	無稅	○・一〇	○・七〇	
八四	(ホ)菊 萬 草 粉	無稅	無稅	無稅	
八五	A、生 根	每バトマン(總量)	○・五〇	二・〇〇	
八六	B、炒りたるもの(粉狀なると乾燥せしめたるとを問はず)	每バトマン(總量)	○・五〇	二・〇〇	
八七	(ホ)莎 蔴、マニホツト、タピオカ、葛、馬鈴薯等の各種澱粉	每バトマン(正味)	○・一五	○・三〇	
八八	(ト)乾 酢	每バトマン(正味)	○・一五	○・三〇	
八九	A、並物にして且つ柔軟なるもの(Kachkを含む)	每バトマン(正味)	○・一五	○・四〇	
九〇	B、容 器 入 り	每バトマン(總量)	三・〇〇	五・〇〇	
九一	II、箱以外の容器入り	每バトマン(正味)	三・〇〇	五・〇〇	
九二	(チ)果 物 及 び 漿 果	每バトマン(正味)	○・一五	○・四〇	
九三	A、生 及 び 乾 し た る も の	從 價	一一〇%	三〇%	
九四	B、罐詰類(箱、壺、瓶、其他同類容器入りの各種ジャム、ジエリー、果汁、漬物、シロップ類を含む)	每バトマン(正味)	○・五〇	○・七〇	
九五	【註】アルコール分五%以上を含む果汁及びシロップ並にアルコール分を含有する果物は第八類(イ)B項「各種火酒」の稅率を適用す。				
九六	(リ)食用粒狀果實(向日葵、メロン、水瓜、南瓜の如き食用に充てらるゝもの)	每バトマン(正味)	○・五〇	○・七〇	
九七	(ヌ)植 物 油	每バトマン(正味)	○・五〇	○・七〇	

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅	最 高 稅
一〇二	A、オリーブ油	每バトマン(總量)	二・〇〇	四・〇〇
一〇三	B、落花生油、向日葵油、胡麻油等の如き各種食用油	每バトマン(總量)	〇・五〇	二・〇〇
一〇四	(ル)乳及びクリーム	無稅	無稅	無稅
一〇五	A、生 乳(凝乳を含む)	每バトマン(總量)	二・〇〇	三・〇〇
一〇六	B、罐詰ミルク若くは箱、瓶入り殺菌乳(糖分を含有せると否とを問はず)	每バトマン(正味)	〇・一〇	〇・一〇
一〇七	A、生 物	每バトマン(正味)	〇・三〇	〇・五〇
一〇八	B、豌豆、扁豆、蠶豆、隱元豆、南京豆、其他各種豆の乾燥したもの	每バトマン(總量)	三・〇〇	四・〇〇
一〇九	C、箱、壺、瓶、其他類似の容器入り	每バトマン(總量)	三・〇〇	四・〇〇
一二〇	(カ)鳥 卵	百個	一・〇〇	二・〇〇
一二一	(ヨ)魚 類	無稅	〇・〇五	〇・〇五
一二二	A、生 魚	每バトマン(正味)	〇・一五	〇・二五
一二三	B、乾物として輸入せらるゝ鹽魚及び燻魚	每バトマン(總量)	五・〇〇	八・〇〇
一二四	C、漬 物	每バトマン(總量)	一・五〇	四・〇〇
一二五	I、箱、壺、瓶、其他類似の密封せる容器入り	每バトマン(總量)	一〇・〇〇	一五・〇〇
一二六	II、其他の容器入り	每バトマン(總量)	一〇・〇〇	一五・〇〇
一二七	D、各種鹽漬鮪	每バトマン(總量)	一〇・〇〇	一五・〇〇
一二八	(タ)鹽	每十バトマン(正味)	〇・三〇	〇・五〇
	A、粗 製	每バトマン(總量)	〇・四〇	一・〇〇
	B、精 製	每バトマン(總量)	〇・一〇	〇・一五
	I、箱、瓶、其他類似の容器入り	每バトマン(總量)	〇・一〇	一・〇〇
	II、其他各種容器入り	每バトマン(總量)	〇・一〇	一・〇〇
	(レ)砂糖及び糖菓	每バトマン(總量)	〇・一五	一・〇〇

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 単 位	最 低	最 高	稅
一一九	A、砂糖を精製して得らるゝ各種グリコーゼ、シロップ及び糖蜜	A、砂糖を精製して得らるゝ各種グリコーゼ、シロップ及び糖蜜	每バトマン(正味)	〇・七五	一・五〇	
一二〇	B、精 糖	I、結晶糖、粉砂糖(黒砂糖をも含む)	每バトマン(正味)	一・五五	二・〇〇	
一二一		II、角砂糖、塔糖及び冰砂糖	每バトマン(總量)	一・五五	二・五〇	
一二二	C、糖菓(ボンノー、其他コ、アを入れずに製造せる各種糖菓を含む)	C、糖菓(ボンノー、其他コ、アを入れずに製造せる各種糖菓を含む)	每バトマン(總量)	六・〇〇	八・〇〇	
一二三	(ソ)茶	A、白 茶	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	一四・〇〇	
一二四	B、其 他 の 茶	B、其 他 の 茶	每バトマン(正味)	六・〇〇	一二・〇〇	
一二五	(ツ)鳥 獣 肉	A、生 物	無稅			
一二六	B、其 他	I、鹽漬肉、乾肉、燻肉	無稅			
一二七	II、箱、壺、瓶、其他類似の容器入り (肉エキスをも含む)	II、箱、壺、瓶、其他類似の容器入り (肉エキスをも含む)	每バトマン(總量)	五・〇〇	八・〇〇	
一二八	第一六類 檻襷屑及び檻襷布	【註】衣服、使ひ古せるリンネル布竝に枕覆ひ等の檻襷屑布は其輸入を禁止す。	每バトマン(正味)	〇・五〇	禁止	
一二九	(イ)サツカリン及び其製品	每バトマン(正味)五〇〇・〇〇	從價	二〇%	四〇%	
一三〇	(ロ)アルコールと糖分を基礎とする調合剤	每バトマン(總量)五・〇〇	從價	五%	一〇%	
一三一	〔ハ〕其他(非食用澱粉、藥用油、彈性ゴム以外の植物性ゴム 醣酵素、酵母、普通綿、脱脂綿、殺菌綿帶等を含む)	一〇%	無稅	無稅	無稅	
一三九	第一八類 實質的價値なき商品見本(長さ、幅共に三十粁を超える織物見本及び引札、値段表を備へたる見本を含む)	無稅	無稅	無稅	無稅	
一四〇	第一九類 荷造包裝用品	無稅	無稅	無稅	無稅	

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番 商 品 名

課 稅 単 位

稅  
率  
最  
低  
最  
高

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 單 位	最 低 税	最 高 稅
----	-----	---	---------	-------	-------

不課稅品の充満せる瓶を除き、商品の常用荷造に關しては何等特別の申告を要せずして自由に輸入を許可せらる。趣味嗜好品の荷造、若くは常用荷造と通常考へられぬ物にあつては、稅關の適宜に定むる稅率に從ふべし。但し輸入後中味を抜き、荷造り支け空のまゝで返送する場合には、荷造は取引の客体に非ざるが故に輸入稅は免除せらる。

一四一 第三類 有機肥料

無稅 無稅

【註】化學肥料に關しては第四五類「化學製品」の項を適用す。

第三類 藥味

一四二 (イ) 胡椒、カレー粉、唐辛子、芥子

每バトマン(正味)

一・五〇

三・〇〇

一四三 (ロ) 其他(調理用藥味、ソース、華ニ爾拉、サフラン、トヲフル、乾

枸橼及び肉桂、丁子、月桂樹葉、肉豆蔻、白豆蔻、蔪蘿、黑種草

一五%

三〇%

嬰粟實等の如き別號に掲げざる各種藥味を含む)

從價

一五%

三〇%

一四五 第三類 衣裳及び仕立品

一五五 (イ) 一部又は全部出來上りの各種衣裳

(別號に掲げざる頭巾、靴下、襯衣類、帽子、各種手袋、

飾帶、シヨール、絹頸卷、襟掛布、ボア及び其同類品、裝

飾用羽毛製品其他凡ゆる一般衣裳品を含む)

從價

一五%

五〇%

(ロ) 仕立品

A、仕立品(寢臺・卓子・化粧臺用覆ひ、ボケツト用ハンケチ、洋傘、日傘、合羽、旗、頬被頭巾、馬飾、寢臺・

卓子・旅行用毛布、家具・鍵板用カバー、造花、瓦斯マントル、帳、窓掛、回轉幕等を含む)

從價

二五%

五〇%

一五四 每バトマン(總量)

〇・一五

〇・五〇

一五五 第三類 鑄物油及び其製品(藥用油を含ます)

(イ) 原油又は粗油

稅番

商 品

名

課 稅 單 位

最 低

最 高

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅 税

率 率

最 低

最 高

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	稅
					率
一五六	A、荷造せざるもの	每十バトマン(正味)	○・五〇	二・〇〇	
一五七	B、樽及び罐入り	每十バトマン(總量)	○・五〇	二・〇〇	
一五八	(ロ)精 油	A、燈 油	○・五〇	一・五〇	
一五九	王、荷造せざるもの	每十バトマン(正味)	○・三〇	三・〇〇	
一六〇(一六一)	II 樽及び罐入り	每十バトマン(總量)	○・七五	○・七五	
一六一	B、ベンジン、ガソリン其他	每バトマン(總量)	○・四〇	○・七五	
一六二	(ハ)油 製 品	A、パラフィン	○・二〇	○・四〇	
一六三	B、重 油	E、各種油滓	每バトマン(總量)	○・二〇	
一六四	I、荷造せざるもの	(ニ)其他鑽油(精製の如何を問はず)	每十バトマン(正味)	○・三〇	
一六五	II、樽及び罐入り	(ホ)鑽質瀝青	每十バトマン(總量)	○・五〇	
一六六	O、モータ用差し油	非食用植物油(別號に掲げたる醫藥品、香料品は除き 専らモーターの減摩運滑用として使用せらるゝもの)	每バトマン(總量)	○・二〇	
一六七	D、機械用差し油	每バトマン(總量)	○・二〇	○・七五	
一六八	E、各種油滓	每バトマン(正味)	○・一〇	○・三〇	
一六九	(ニ)其他鑽油(精製の如何を問はず)	每バトマン(總量)	○・一〇	○・七五	
一七〇	(ホ)鑽質瀝青	每バトマン(總量)	○・一〇	○・二五	
一七一 第三類	非食用植物油(別號に掲げたる醫藥品、香料品は除き 専らモーターの減摩運滑用として使用せらるゝもの)	每バトマン(總量)	○・五〇	一・〇〇	
一七二 第四類	各種樂器及び其部分品	從價	二・五%	五〇%	
一七三 第五類	各種學術器具及び其部分品	從價	一〇〇%	一〇〇%	
一七四 第六類	機 械 工 具	從價	一〇%	一〇%	
一七五 第七類	(イ)手 工 具	從價	六%	六%	
一七六	(ロ)動力、獸力、人力によつて動く諸機械(農業機械、 機械仕掛けの器具、機關車、汽鑽及び工業用モーター の如き部分品をも含む)	從價	五%	五%	
一七八	(ハ)其他モーター(自動車、飛行機、モータボート用)	從價	六%	六%	
一八四	【註】 波歷一三〇三年(西曆一九二四年) Dalse 七日發布の法律により、工業用諸機 械及び其部分品は、農業用機械器具及く同部分品と同じく、波曆一三一三年	從價	一〇%	一〇%	
	波斯關稅定率表——輸入稅の部	稅	最 低	最 高	
	商 品	名	課 稅 單 位	稅	率
	稅 番				

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	品 名	課 稅 単 位	最 低	最 高	稅 率
(西曆一九三四年) Bahman 六日迄輸入稅の賦課を免除す。						
一八五	別號に掲げざる動物質原料	一箱	一・〇〇	二・〇〇	五%	一〇%
一八六	(イ)重量三十瓦若くは夫以下の箱入り蠶卵	從價				
一八七	(ロ)其他(動物質纖維原料は除き非食用動物質脂肪を含む)					
一九一	(ロ)加工を施せるもの(石綿、石絨、雲母の各板及び其を含む)	每バトマン(正味)	〇・一〇	〇・一一〇		
一九二	應用製品、此場合他原料を加へたると否とは問はず)	從價	一〇%	一一〇%		
第三類 纖維原料及び其應用製品						
一九三	(イ)纖 維 原 料	無稅	一〇%			
一九四	A、羊毛、毛、其他別號に掲げざる纖維原料	從價	一五%	二五%		
一九五	B、棉、麻及び亞麻	從價	二・〇〇	五・〇〇		
一九六	O、繩	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	三一〇・〇〇		
一九七	D、生 絲	每バトマン(正味)	五・〇〇	五・〇〇		
一九八	E、羊毛屑及び繩屑	每バトマン(正味)	一・〇〇	三・〇〇		
一九九	(ロ)絲	每バトマン(正味)	一・〇〇	三・〇〇		
二〇〇	A、毬、糸巻、厚紙、小杵等に巻付けた小賣用各種糸	從價	八%	一五%		
二〇一	B、其 他 製 品					
二〇二	I、綿 糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	三・〇〇		
二〇三	II、毛 糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	五・〇〇		
二〇四	III、麻 糸	每バトマン(正味)	〇・六〇	一・〇〇		
二〇五						
波斯關稅定率表——輸入稅の部						
商 品						
名						
課 稅 単 位						
稅 率						

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一一〇六	IV、亞 麻 糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇
一一〇七	V、純 絹 糸 1、天然 絹 糸	每バトマン(正味)	一五・〇〇	二五・〇〇
一一〇八	2、人 絹 糸	每バトマン(正味)	一五・〇〇	四〇・〇〇
一一〇九	VI、繭 脣 糸	每バトマン(正味)	八・〇〇	一五・〇〇
一一一〇	VII、綿と繭脣と混合せる糸	每バトマン(正味)	三・〇〇	六・〇〇
一一一一	VIII、綿と石綿と混合せる糸	每バトマン(正味)	一・〇〇	二・〇〇
一一一二	IX、其他各種糸	從價	一〇%	二〇%
一一一三	(ハ)小賣用の金銀糸並に金銀で被覆せる糸	從價	一五%	三〇%
一一一四	(ニ)綱、綱具、細綱(釣糸、繩梯子類を含む) (ホ)織 物	每バトマン(正味)	〇・七〇	一・五〇
一一一五	I、フエルト及びフエルト織物、綿卓布(護謨引 せるとせざるを問はず)、綿入布を含む	從價	一〇%	二〇%
一一一六	II、カーペット及び各種マット	從價	一〇%	二〇%
一一一七	1、純 純	從價	二五%	五〇%
一一一八	2、純綿以外のもの	從價	二五%	五〇%
一一一九	III、各種レース及び透かしレース(家具用機械製透 かしレースは除き、布幅製透かしレースを含む)	從價	五〇%	五〇%
一一二〇	IV、刺繡及び繡取り、金欄織物(金箔で飾り若くは 趣味裝具のついた織物をも含む)	從價	一五%	五〇%
一一二一	V、別號に掲げざる織物(編物、組物、紐、リボン 護謨布、飾紐、全部又は一部の金銀糸交織物等 を含む)	從價	一〇%	四〇%
一一二二	VI、植物纖維で製せる筵、蓆類及び毛髮、豚毛、樹 皮製品等未列記原料で製織せるもの	從價	一五%	三〇%
一一二三	B、純 純 織 物	從價	一〇%	二〇%
一一二四	I、別號に掲げざる綾綿布	從價	一五%	三〇%

波斯蘭稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
一三五	I、通常 "Metghal" と呼ばる、生地物	每バトマン(正味)	二四〇	六〇〇
一三六	2、晒 物	每バトマン(正味)	二四〇	七〇〇
一三七	3、反染若くは捺染	每バトマン(正味)	二四〇	七〇〇
一三八	4、糸 染	每バトマン(正味)	三〇〇	七〇〇
一三九	II、ピケ、綾織布、緞子(マーセライズ糸交織物を含む)	每バトマン(正味)	四〇〇	八〇〇
一四〇	III、網目織、錦紗、毛ス綿及び縫取、裝飾、刺繡のない綿ボイル	每バトマン(正味)	一〇〇〇	二五〇〇
一四一	IV、天鵝絨	每バトマン(正味)	一〇〇〇	二五〇〇
一四二	1、捺 染 物	每バトマン(正味)	八〇〇	二五〇〇
一四三	2、其 他	每バトマン(正味)	六〇〇	一六〇〇
一四四	V、花模様の縁取り家具用機械製透かしレース 每バトマン(正味)	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇
一四五	VI、純毛織物(山羊、駱馬、驛馬、駱駝等各種毛織物を含む)	一〇〇〇	二〇〇〇	一〇〇〇
一四六	D、純亞麻織物	從價	一一%	二〇%
一四七	I、粗物、普通物、無地物、生地物、晒物	每バトマン(正味)	三〇〇〇	一五〇〇〇
一四八	III、東洋風のショール	從價	一〇%	四〇%
一四九	E、別號に掲げざる各種人絹織物	從價	一五%	三〇%
一五一	F、大麻、黃麻、其他植物纖維織物(特にラミーアルファ)	從價	一五%	五〇%
一五二	I、別號に掲げざる各種織物	每バトマン(正味)	一〇〇〇	四〇〇〇
一五三	II、荷造用生地物(囊及び麻、亞麻、ジユートを混合して作れる荷造用布を含む)	每バトマン(正味)	一·二一〇	一·一一〇
一五四	G、純天然絹織物			
一四五	I、輕羅類及び綾織には非ざるもの糸を單純に交叉			
	波斯蘭稅定率表——輸入稅の部	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率
	稅番	商 品 名	課 稅 單 位	最 低 稅 率

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	稅	率
二五五	II、縫取、裝飾、刺繡のない網目織、紗及びボイル	每バトマン(正味)一〇〇.〇〇	五〇.〇〇	二〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	二五五
二五六	III、別號に掲げざるもの(綾織を含む)	每バトマン(正味)六〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	一〇〇.〇〇	二五六
二五七	H、別號に掲げざる羊毛及び絹の各種肩布	每バトマン(正味)二五.〇〇	七五.〇〇	七五.〇〇	七五.〇〇	二五七
二五八	I、綿、毛交織物	每バトマン(正味)四.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	一〇.〇〇	二五八
二五九	II、羊毛三%以上一〇%以下を含むもの	每バトマン(正味)六.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	二五九
二六〇	III、羊毛三%以上九七%以下を含むもの	每バトマン(正味)八.〇〇	二一五.〇〇	二一五.〇〇	二一五.〇〇	二六〇
二六一	1、別號に掲げざるもの	每バトマン(正味)一〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二六一
二六二	2、天鵝絨(模造アストラカン及び其同類製品を含む)	每バトマン(正味)八.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	二六二
二六三	III、羊毛五〇%以上九七%以下を含むもの	每バトマン(正味)一〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二六三
二六四	1、別號に掲げざるもの	每バトマン(正味)一〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二〇〇.〇〇	二六四
二六五	2、天鵝絨(模造アストラカン及び其同類製品を含む)	每バトマン(正味)八.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	一六.〇〇	二六五
二六六	J、別號に掲げざる綿と亞麻、其他植物纖維との交織物	每バトマン(正味)三.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	二六六
二六七	K、別號に掲げざる綿、人絹交織物	每バトマン(正味)一五.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	二六七
二六八	L、綿、天然絹交織物	從價一五%	三〇%	三〇%	三〇%	二六八
二六九	I、絹一〇%以上二五%以下を含み別號に掲げざるもの	每バトマン(正味)一五.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	三〇.〇〇	二六九
二七〇	II、絹二五%以上九〇%以下を含むもの	每バトマン(正味)二五.〇〇	五〇.〇〇	五〇.〇〇	五〇.〇〇	二七〇
二七一	III、縫取、裝飾、刺繡のない網目織、紗及びボイル	從價一五%	三〇%	三〇%	三〇%	二七一
二七二	IV、天鵝絨(捺染の如何を問はぬ)	每バトマン(正味)四〇.〇〇	七五.〇〇	七五.〇〇	七五.〇〇	二七二
商 品 名	課 稅 單 位	最 高	稅 率	最 低	稅	率

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 単 位	最 低 稅	最 高 稅	稅 率
二七五	M、別號に掲げざる綿と屑毛、屑絹交織上物 每バトマン(正味) 一〇・〇〇 一一〇・〇〇	從價	一〇%	二五%	
二七六	N、別號に掲げざる羊毛若くは亞麻と天然絹、人絹、屑毛若くは屑絹との交織物	從價	一〇%	二五%	
二七七	【註】羊毛若くは亞麻と絹との交織物にして絹の含有分三%を超ひざるものには毛織物若くは亞麻織物と見做す。	從價	一〇%	二五%	
二七八	O、各種蠟引布、油引布(護謨、樹脂、其他油の製品を塗引した諸織物を含む)	從價	一〇%	二五%	
二七八	第三類 小間物、玩具及び金物類				
二七八	(イ)電信、電話器及び其附屬品、タイプライター及び其部分品	無稅	五%		
二七八	(ロ)寫眞機、活動寫眞機、種板・フキルム・感光紙等各種寫眞機(蠟管、圓盤用共)及び其附屬品、諸金物、世帶道具、封蠟、各種眼鏡、板狀・角狀・栓狀キルク、電球等	從價	五%	一〇%	
二八〇	(ハ)鉗金、衣紋止、裁縫用針、ピン、環、メキヤノ・アルファベット・積木の如き教訓的玩具、鉗鉗用品、化粧用品、旅行用品、杖、提灯、幻燈、蓄音機(蠟管、圓盤用共)及び其附屬品、諸金物、世帶道具、呼鈴、鐘等	從價	一〇%	二〇%	
二八一	(ホ)卓上用銀細工及び喫煙具	從價	一五%	二五%	
二八二	(ヘ)ハ號に掲ぐる以外の玩具、石、嵌鑲せざる模造、真珠、金箔、刺繡用箔、金糸、銀糸、金色銅板等	從價	二五%	三五%	
二八三	(ト)模造寶石貴金属類	從價	五〇%	七五%	
二八四	(チ)玩具用カルタ	從價	一五%	三〇%	
二八五	(リ)其他(蠟燭寸を含む)	從價	一五%	三〇%	
二八六	第三類 別號に掲げざる各種家具(貴金属以外の各種器物を含む)				
二九七					
二九八					
二九九					
三〇〇					

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 単 位	最 低	最 高	稅 率
三〇一	(イ) ペンキ、ニスの類を塗らざる無裝飾木製普通家具 (ロ) 金屬製、硝子製乃至は陶器製の笠付き普通ランプ (但し裝飾なきもの)		從價	一五%	二五%	
三〇三	(ハ) 其他家具(全部又は一部にペイント・ニス・ラツクの類を塗り、彫刻・嵌木細工が施され金屬・鏡・革・布等で裝飾されたる諸家具及び(ロ)號に掲げたる以外のランプ竈に甕、燭臺、蠟燭立等を含む)		從價	五%	一〇%	
三〇四	(イ) 各種鑛石		從價	五%	八%	
三〇五(三一)	(ロ) 鋼鐵、鑄鐵、鍍金し又は鍍金せざる鐵(地金、竿梁、角、帶、棒、板、薄板、線等を含む)古鐵、古鐵片、建築・橋梁・タンク・レール・鐵道用諸鐵材鐵管、釘、螺旋、鉄、螺桿、螺旋止、劍先、銑床其他同類製品		從價	二五%	四〇%	
三一八	(ハ) 鐵以外の諸金屬で前項に該當する製品	從價	六%	一二%		
【註】	波斯政府は波曆一三〇八年(西曆一九二九年) Farvardine 一日以後六分を増徵するの權利を留保す。					
三一九	(ニ) 印刷用の活字及び鉛板	從價	五%	一〇%		
三二〇(三八)	(ホ) 貨 幣		從價	五%	八%	
三二〇(三九)	A、各國法定の金銀貨 B、銅、白銅、其他金屬貨幣	無稅	無稅	五%	八%	
三二一(三四)	(ヘ) 貴金屬製美術裝身具及び細工物	無稅	無稅	五%	八%	
三二二(三六)	(ト) 金屬製細工物	無稅	無稅	五%	八%	
三二三(三七)	A、別號に掲げざる鐵、鑄鐵、鋼鐵、鍍金銅の細工物(白蠟付なると否とを問はず)(註二)	從價 一〇%	從價 一八%	一五%	二五%	
三二四(三九)	B、別號に掲げざる其他金屬の細工物(註一)	從價 一五%	從價 二五%	二五%	五〇%	
	【註一】一部に鐵、鑄鐵、鋼鐵、鍍金銅を使用し、大部分は其他の金屬で製せられたるものは(B)項へ入れる。					

稅番

商 品

品 名

課 稅 単 位

波斯關稅定率表——輸入稅の部

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 単 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
三〇三	(イ) 寶石入金側及び白金時計(腕時計、懷中用クロノメーターをも含む)	從價	二五%	五〇%
三〇四	(ロ) 其他金屬側時計	從價	一〇%	二五%
三〇五	(ハ) 分離して輸入せらるゝ時計機械(部分品をも含む)	從價	一〇%	二五%
三〇六	船舶及び其部分品	從價	一一〇%	二五%
三〇七	(イ) 電氣其他のモーター付ボート	無稅	五%	五%
三〇八	(ロ) 使用燃料の如何を問はず、モーター付若くは電氣蒸氣によつて動く諸船舶	無稅	五%	五%
三〇九	(ハ) 其他(例へば帆船其他の小舟)	無稅	五%	五%
三一〇	第三七類 商品として流通せざる藝術並に趣味の爲めの工藝品及び	無稅	五%	五%
三一〇	第三八類 阿 片	無稅	五%	五%
三一〇	第三九類 紙及び其製品	無稅	五%	五%
三一〇	(イ) 製紙原料たる煮溶した檻蘆	每バトマン(正味) ○一〇	一五%	三〇%
三一〇	(ロ) A、印刷普通紙、包裝紙、ボール紙、吸紙、銀行券印刷用紙、筆記用紙、並封筒、濾紙、家具・壁用張紙、濾過紙及び(B)號に掲ぐる以外の各種紙	從價	一二%	二五%
三一〇	B、箱入り若くは其他の包裝入り高級筆記用紙、封筒(姓名頭文字の組合せ、縁飾り等裝飾の有無を問はず)及び大理石模様、更紗模様、型附け、浮彫等を施せる通常趣味品と見らるゝもの	從價	一五%	三〇%
三一〇	O、紙製品(出納簿、簡単なる對引帳簿を含む)	從價	一五%	三〇%
三一〇	稅番	商 品 名	課 稅 単 位	最 低 稅 率
三一〇	波斯關稅定率表——輸入稅の部			

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	稅
					率
<b>第四類 香料(石鹼用香料を除く)</b>					
三六一	(イ)アルコール性香料(ラム酒、コニヤツク酒の精を含む)	從價	五〇%	一〇〇%	
三六二	(ロ)其他香料(化粧品、植物性香料、人工香料を含む)	從價	四〇%	七五%	
<b>第二類 生皮、皮革、革製品</b>					
三六三	(イ)ロ及びハ項以外の乾燥若くは塗漬にせる生皮	每バトマン(正味)	〇・五〇	一・五〇	
三六四	(ロ)羔 生皮	從價	八%	一五%	
三七五	A、毛 皮	從價	一五%	二五%	
三七六	B、鞣 皮	每バトマン(正味)	四・〇〇	七・〇〇	
三七七	O、染 色 皮	每バトマン(正味)	六・〇〇	二〇・〇〇	
三七八	D、漆又はシエラツクを塗りたるもの及びモロ	從價	一〇%	二〇%	
三八〇	ツコ革	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	三〇・〇〇	
<b>第三類 石(寶石及び眞珠を含む)</b>					
三八一	(イ)寶石及び眞珠(加工の有無に拘らず)	從價	二五%	五〇%	
三八六	(ロ)加工せざる普通石(角石及び鋪石を含む)	無稅	五〇%	五〇%	
三八七	(ハ)鋸引き、磨き、刻める普通石(石製品、雪花石膏製品を含む。但し室内裝飾用の甕、像はこの項より除き第三類「家具」の項を適用す)	無稅	二〇%	二〇%	
三八八	(ニ)屋根材用スレート(人造スレートを含む)	每百バトマン(正味)	一・〇〇	五・〇〇	
三八九	各種陶土器(全く室内裝飾品たるものは除く)	從價	一〇%	二〇%	
三九〇	(イ)煉瓦、タイル、土管、板瓦、植木鉢、其他釉薬又は拗薬を施せる普通土器	從價	一〇%	二〇%	
三九一	(ロ)各種陶磁器	從價	一〇%	二〇%	
<b>第五類 火薬及び爆發藥</b>					
三九二	(イ)銃砲用火薬及び綿火薬	從價	一〇%	禁止	
<b>【註】最高の爆發威力を有する銃砲用火薬及び綿火薬の輸入には政府の特別の許可を要す。</b>					
稅	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	稅
稅					率
稅	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	稅
稅					率

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品 名	課 稅 単 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
三九二	(ロ)獵銃、騎銃、護身用短銃の彈薬(爆薬の雷管を含む)	從價	一一〇%	五〇%
三九三	(ハ)小銃、連發拳銃及び拳銃用彈薬(輸入には政府の許可を要す)	從價	二五%	禁止
三九四	(ニ)礮山及び工業用信管、緩燃導火線及び其他爆薬(輸入には政府の許可を要す)	從價	八%	禁止
三九五	(ホ)煙 火	從價	一五%	禁止
三九六	(ヘ)其他(砲弾、榴弾、擲弾等を含む)	從價	三〇%	禁止
三九七	(イ)曹達灰	每バトマン(正味)	〇・一〇	〇・三〇
三九八	(ロ)其他曹達及び化學肥料	每バトマン(正味)	〇・一五	〇・二五
三九九	(ハ)丹礮、綠礮、酸化亞鉛、硫黃華、硫黃(精製)	從價	五%	一〇%
四〇〇	(ニ)其他(液狀若くは結晶の醋酸を含む)	從價	一〇%	三〇%
四〇一	活版、石版製品	從價	一〇%	三〇%
四〇二	(イ)新聞、定期刊行物、讀本教科書、科學書、音樂書			
四〇三	(ロ)其他(第三九類(ロ)〇項に掲げたる以外の筆記帳、出納帳を含む)			
四〇四	作物及び馬糧	從價	一一二%	無稅
四〇五	(イ)草又は束狀の作物	每バトマン(正味)	〇・一五	〇・一五
四〇六	(ロ)其他(藁、細切にせる藁、苜蓿、秣等を含む)	從價	五%	五%
第四六類	樹脂及び原瀝青(礮物油及び其製品、護謨、ガターペーチヤ等を除く)	從價	一〇%	一〇%
稅番	商 品 名	課 稅 単 位	最 低 稅 率	最 高 稅 率
波斯關稅定率表——輸入稅の部				

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	最 高	稅 率
四〇七	(イ)香 料 入 り	從價	二五%	五〇%		
四〇八	(ロ)其 他	每バトマン(正味)	〇・七〇	一・五〇		
四〇九	(イ)長 煙 管 用	每バトマン(正味)	一八・〇〇	一八・〇〇		
四一〇	A、葉 煙 草	每バトマン(正味)	二〇・〇〇	一五・〇〇		
四一一	B、挽 煙 草	每バトマン(正味)	一五・〇〇	一五・〇〇		
四一二	(ロ)ペイプ 用	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	一〇・〇〇		
四一三	A、葉 煙 草	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	一五・〇〇		
四一四	B、挽若くは刻煙草	每バトマン(正味)	一〇・〇〇	一〇・〇〇		
四一五	(ハ)卷 煙 草 用	每バトマン(正味)	一四・〇〇	三〇・〇〇		
四一六	(ホ)葉 卷 煙 草	每バトマン(正味)	三〇・〇〇	三〇・〇〇		
四一七	(ハ)其他煙草製品	每バトマン(正味)	四〇・〇〇	四〇・〇〇		
四一八	(イ)ケルメツ、洋紅、動物性紅竝に藍を除く各種	從價	六〇%	一〇〇%		
四一九	天然染料	從價	五〇%	一〇〇%		
四二〇	(ロ)天然若くは合成藍	一〇%	一五%			
四二一	(ハ)輸入禁止品を除く其他各種合成染料	從價	一五%	二五%		
四二二	(ニ)政府は波曆一三〇八年(西曆一九一九年) Farvardine 一日以後一割の増徴をなす權利を留保す。	從價	二〇%	四〇%		
四二三	A、アルコール製品	每バトマン(總量)	五・〇〇	七・〇〇		
四二四	B、其 他	每バトマン(總量)	三・〇〇	七・〇〇		
四二五	(ニ)ワニス	最 稅 税 率	最 低	最 高		
稅番	商 品	名	課 稅 單 位	最 低	最 高	稅 率

波斯關稅定率表——輸入稅の部

名

課 稅 單 位

最 稅 税 率

- (註) 上記各種煙草の莖にして別々に輸入せらるゝものは該各煙草の下に記載せらるゝ、稅率を適用す。
- 四一八 (四一〇) (イ)ケルメツ、洋紅、動物性紅竝に藍を除く各種
  - 四一九 天然染料
  - 四二〇 (ロ)天然若くは合成藍
  - 四二一 (ハ)輸入禁止品を除く其他各種合成染料
  - 四二二 (ニ)政府は波曆一三〇八年(西曆一九一九年) Farvardine 一日以後一割の増徴をなす權利を留保す。

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番

商 品 名	課 稅 単 位	最 低 稅	最 高 稅
-------	---------	-------	-------

【註一】 稅關は化學鑑定人の意見に従ひ、常に合成染料のリストを準備して、不變の性質を有し、且つ敷物染料として必要な諸條件を具備するものと認定せざる限りは輸入を許可しない。不變の性質を有せざる合成染料の輸入は別段の規定なき限り禁止す。

【註二】 合成染料の輸入、販賣、消費の取締上、關稅局は合成染料の不變耐久性を吟味する上の指針を示し、且つ輸入條件を決定する爲めの規則を公表す。

四三九 第三類

「藥味」「香料」の各項に別記されざる麻、亞麻、花、不枯葉、忽布、葦、油粕、粒狀果實及び前記「食料品」「藥種」

棉等の各種子を含む)

第五類 硝 子

(イ)無色の並玻璃硝子

A、五〇デシメートル平方以下のもの	每バトマン(正味)	○・二五	一・〇〇
B、五〇デシメートル平方若くは夫以上のもの	每バトマン(正味)	○・四〇	一・〇〇
(ロ)空か若くは不課稅物の満てる瓶、大德利、簾巻瓶、			

小瓶等

A、並 硝 子 製

每バトマン(正味) ○・二〇  
每バトマン(正味) ○・二五

B、白色又は着色硝子製

每バトマン(正味) ○・三〇  
每バトマン(正味) ○・五〇

C、レモン水入り瓶及び其他厚硝子製の同類瓶

八% 從價  
○・五〇  
一五%

(ハ)五〇デシメートル平方以下の栓付せざる鏡

從價

六% 從價  
一五%

(ホ)硝子製細工物(裝飾の有無を問はず)、無裝飾の上

從價

一〇% 從價  
二五%

(ホ)其他硝子及び硝子製品(五〇デシメートル平方以上栓付せざる鏡、着色・ペイント塗り・艶消し・彫刻付き玻璃硝子、裝飾付き上質硝子製品等を含む、但し瓶及び趣味裝飾品は除く)

從價

一〇% 從價  
二五%

【註一】 貴金屬製の臺、柄、飾り付き硝子若くは上質硝子製品は、金屬細工の價值が硝子の價格を凌ぐ場合には第三四類(ヘ)「貴金屬製細工物」の項を適用す。

稅番

波斯關稅定率表——輸入稅の部

商 品 名

課 稅 單 位

最 低 稅

最 高 稅

波斯關稅定率表——輸入稅の部

稅番

商

品

名

課稅單位

最  
低  
最  
高  
稅  
率

**【註二】** 貴重ならざる金屬製の臺、柄、飾り付き硝子若くは上質硝子製品は第三三  
類「家具」若くは第三二類「小間物」の項を適用す。

**第十五類 運搬具(航空機、船舶を除く)及び其部分品**

四四〇 四四一  
(イ)荷車及び其他運搬車(工場用運搬車、モーター付若

くは付かざる遊覽車、鐵道の貨車、客車、電車の  
車臺、六人乗り以上の乗合馬車及び之等部分品を含  
む)

四四四  
(ロ)價格三萬クラン以上の遊覽自動車

四四五  
(ハ)其他(無蓋の四輪馬車、輕馬車、自轉車、三輪車

(ロ)項に示せる以外の自動車、オートバイ、サイド  
カー等を含む)

四五六  
(ニ)部 分 品

**【註】** モーターは第二八類「機械」の項を適用す。

**四五二 第五類 本稅率表中に列記されざる商品**

從價	一〇%	二五%	一〇%	一〇%
無稅	無稅	五%	一〇%	一〇%
無稅	無稅	一五%	二五%	一五%
從價	一〇%	二五%	一〇%	一〇%

**(B) 輸 出 稅**

第一類 生 動 物 商 品 名

課稅單位

稅 率

(イ)驢	馬	一一一	一〇〇.〇〇
(ロ)駱	駝	一一一	一一一
(ハ)牡 馬、牝 馬	馬	一一一	六〇.〇〇
(ニ)仔 馬	馬	一一一	六〇.〇〇
(ホ)驥	馬	一一一	八〇.〇〇
(ヘ)牛	牛	一一一	五〇.〇〇
A、成 牛	牛	一一一	三〇.〇〇
I、水 牛	牛	一一一	二〇.〇〇
II、牡 牛、牝 牛	牛	一一一	一一一
B、一才以下の仔牛			
(ト)羊 及び 山羊			

波斯關稅定率表——輸出稅の部

商 品 名 課稅單位 稅 率

A、成羊及び成山羊	一頭	一〇〇
I、牡羊及び牡山羊	一頭	五〇
II、牡羊及び牡山羊	一頭	二五
B、仔羊及び仔山羊	一頭	五%
(チ)家禽	一頭	五%
(リ)鳥獸	一頭	五%
(ヌ)其他	一頭	禁止

第二類

武器及び附屬品(部分品をも含む、但し獵銃、騎銃、護身用短銃は除く)

【註】拳銃、連發拳銃、銃剣の輸出は旅客が所持する武器である限り税關長の特別認可を経た上許可す。

第三類

飲料水以外の食料品、罐詰

(イ)穀類

A、小麥、精白米、燕麥、大麥、其他粟、マルトの如き別號に

掲げざる同類穀物

B、玄米

每バトマン(正味)	每バトマン(正味)
〇・〇五	〇・一〇

C、卵

每バトマン(正味)
〇・一〇

(ロ)食用粉

(ハ)鳥卵

(ニ)魚卵

每バトマン(正味)	每バトマン(正味)
〇・一〇	〇・一〇

A、生魚及び冷凍魚

B、乾物として輸出せらるゝ燻魚、燻魚

O、漬物

I、箱、壺、瓶、其他類似の密封せる容器入り

II、其他の容器入り

D、各種塙漬鮓

第四類 特に課稅せらるゝ護謨

(イ)阿魏

(ロ)達拉侃篤護謨

(ハ)其他護謨

商 品 名 課稅單位 稅 率

從價	二%
從價	二%
從價	二%

波斯關稅定率表——輸出稅の部

商 品 名	課稅單位	稅 率
第五類 織維材料及び其製品		

第五類 織維材料及び其製品

(イ)法律上輸入を許されたるもの以外の染料を使用して染色したる敷布

【註】波斯政府は敷物の輸出を禁ずるか、若くは夫れに適用せらるべき輸出稅率を年々改定する権利を留保す。

第六類 工藝品、蒐集品(發掘の否を問はず)

【註】古美術品の輸出は文部省の特別の許可を得ざる限り禁止す。

第七類 阿 片

每バトマン(正味)	三〇・〇〇
從 價	一〇%

第八類 生 皮

每バトマン(正味)	三〇・〇〇
從 價	一〇%

(イ)頸から尾までの延長五五釐以上に達せぬ毛皮用羔皮

A、アストラカン種生皮

從 價	一五〇
一枚	一〇〇

B、通常チラツと稱せらるゝ生皮

從 價	一五〇
一枚	一〇〇

C、コーラサン種生皮

從 價	一五〇
一枚	一〇〇

D、其 他 生 皮

從 價	一五〇
一枚	一〇〇

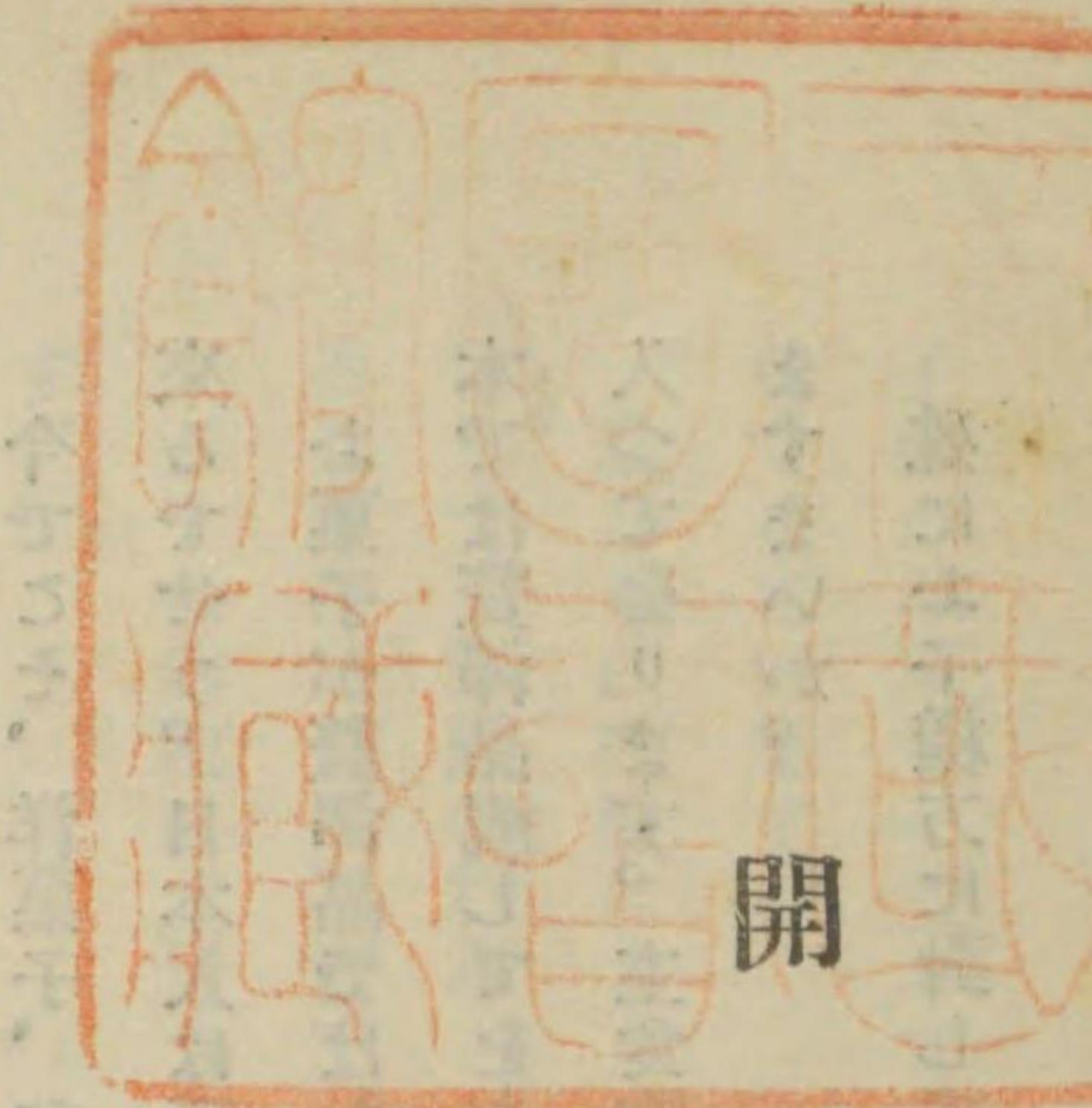
第九類 嵌鑲せざる純眞珠

第一〇類 本稅率表中に列記されざる商品

(以 上)

開 會 の 挨 拶

有 嶋 健 助



この講習會は昭和三年の秋に始まり、四年の春に第二回を、同年秋第三回を開催いたしまして今回はその第四回に相當いたします。

菓子講習會はすでに御承知の通り菓子研究會の一事業として菓子に關係ある各方面の權威者をあつめて開催する所以のものは要するに菓子といふ事について非常にその將來を期待してゐるからであります。

お菓子は綜合食料である——と私どもはさう考へてをります。昔のお菓子と違ひ、今日のお菓子は單なる嗜好品、贊澤品ではなく、栄養上の必要品にまで發展してゐるからであります。

「菓子」の文字を見ても分るやうに、お菓子は「果物」から出發して漸次今日のやうに進歩發展したものでせうが、近世に於ける著明な變化は鷄卵とかミルクのやうな栄養素の多く取り入れられるやうになつたことであ

開會の挨拶